

扶養認定に係る自営業者の収入の取扱について

扶養認定対象者が自営業者の場合の収入については、収入額から直接的必要経費を差し引いた残りの額が生計を維持するために投入し得る収入額となります。

直接的必要経費（収入から差し引くことができる経費）とは、その費用なしには事業が成り立たない経費をいいます。たとえば、製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入代・これに必要な運送経費、サービス業の家賃・人件費、ピアノ講師のテキスト代などが挙げられます。

間接的経費（収入額から差し引くことができない経費）とは、その費用が事業収入に直結しているとは認め難い経費をいい、税法上の経費とは異なる取り扱いとなります。

認められる（直接的必要）経費・認められない（間接的）経費の一覧

売上原価	○	消耗品費	×
荷造運賃	○	租税公課	×
給料賃金	○	減価償却費	×
旅費交通費	○	福利厚生費	×
外注工賃	○	水道光熱費	×
通信費	○	利子割引料	×
地代家賃 (店舗と住居が同一であるとき、店舗部分が明確に区分されている場合のみ認定)	○	広告宣伝費	×
		接待交際費	×
		損害保険料	×
		貸倒金	×
		修繕費	×
		雑費	×

○：直接的必要経費

×：間接的経費

注1：税法上の控除（青色申告特別控除等）や減価償却費など、現金支出が伴わないものは経費として認められません。

注2：農業収入についても上記に準じた取り扱いとします。

注3：確定申告書および決算書（内訳書）の控えは大切に保管してください。経費が明確でない場合は総収入で判断します。

注4：上記一覧表以外の経費等は実情に応じて判断します。

注5：子供などを認定する際に収入を比較する場合も上記を参考にしてください。